○財務省令第二十四号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行等に伴い、及び塩事業法（平成八年法律第三十九号）の規定に基づき、塩事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月六日

財務大臣　麻生　太郎

塩事業法施行規則の一部を改正する省令

塩事業法施行規則（平成八年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録申請書の添付書類） **第七条**　法第五条第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一　［略］ イ　登録申請者（未成年者（法第五条第二項第三号に規定する未成年者をいう。ロ及びハにおいて同じ。）又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合にあっては、その法定代理人（塩の製造に係る営業に関し代理権を有する者に限る。ロ及びハにおいて同じ。）を含む。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面 ［ロ～ニ　略］ 二　［略］ 2　［略］ （登録事項の変更等の届出） **第九条**　塩製造業者は、法第九条の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第七号による変更届出書をその者に係る登録をしている財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。この場合において、当該塩製造業者は、法第五条第二項第一号から第三号までに掲げる事項を変更する場合及び次条各号のいずれかに該当する場合にあっては、住民票の抄本その他の変更の事実を証明する書類を添付しなければならない。 （法第九条第一項第二号に規定する財務省令で定めるとき） **第九条の二**　法第九条第一項第二号に規定する財務省令で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。 一　塩製造業者に法定代理人（塩の製造に係る営業に関し代理権を有する成年後見人、保佐人又は補助人に限る。）が新たに選任されたとき。 二　塩製造業者の法定代理人（塩の製造に係る営業に関し代理権を有する成年後見人、保佐人又は補助人に限る。）の氏名、商号、名称又は住所に変更があったとき。 三　塩製造業者の法定代理人（塩の製造に係る営業に関し代理権を有する者に限る。）が法人である場合において、その代表者の氏名又は住所に変更があったとき。 （登録申請書の添付書類） **第十四条**　［略］ 一　［略］ イ　登録申請者（未成年者（法第五条第二項第三号に規定する未成年者をいう。ロ及びハにおいて同じ。）又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合にあっては、その法定代理人（塩の特定販売に係る営業に関し代理権を有する者に限る。ロ及びハにおいて同じ。）を含む。以下第三項において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面 ［ロ～ニ　略］ 二　［略］	（登録申請書の添付書類） **第七条**　法第五条第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 ［同上］ イ　登録申請者（未成年者（法第五条第二項第三号に規定する未成年者をいう。ロ及びハにおいて同じ。）又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合にあっては、その法定代理人（法第五条第二項第三号に規定する法定代理人をいう。ロ及びハにおいて同じ。）を含む。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面 ［ロ～ニ　同上］ 二　［同上］ 2　［同上］ （登録事項の変更の届出） **第九条**　塩製造業者は、法第九条の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第七号による変更届出書をその者に係る登録をしている財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。この場合において、当該塩製造業者は、法第五条第二項第一号から第三号までに掲げる事項を変更する場合にあっては、住民票の抄本その他の変更の事実を証明する書類を添付しなければならない。 ［条を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ （登録申請書の添付書類） **第十四条**　［同上］ 一　［同上］ イ　登録申請者（未成年者（法第五条第二項第三号に規定する未成年者をいう。ロ及びハにおいて同じ。）又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合にあっては、その法定代理人（法第十六条第二項第三号に規定する法定代理人をいう。ロ及びハにおいて同じ。）を含む。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面 ［ロ～ニ　同上］ 二　［同上］